

入札説明書

この入札説明書は、会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。なお、子メーター更新の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次に掲げる書類等を添付し、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

ア 履行期限までに必ず履行する旨の確約書（任意様式（参考様式））

※上記アについては、申請者の登録印により証明を行うこと。

なお、入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により県から令和 2 年 6 月 26 日（金）までに通知するものとする。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 2 年 6 月 24 日（水）午後 3 時 00 分 福島県会津地方振興局企画商工部

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和 2 年 6 月 30 日（火）午後 2 時 00 分

福島県会津若松合同庁舎 復興支援・地域連携室会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和2年6月30日(火) 午後2時00分

福島県会津若松合同庁舎 復興支援・地域連携室会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第5号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式、県からの通知)の写し

イ 委任状(第6号様式) ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)~(6)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(7) 開札時に持参する物

- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
- イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し
- ウ 再度の入札に使用する印鑑
- エ 委任状（第6号様式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）
- オ 予備の入札書用紙（第5号様式）

9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県会津地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により福島県会津地方振興局企画商工部（電話 0242-29-5214、ファクシミリ 0242-29-5228）に令和2年6月18日（木）午後3時00分までに説明を求めることができる。
質問の回答は福島県会津地方振興局ホームページに掲載する方法により、令和2年6月22日（月）までに行う。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とするこ

る。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約の締結

(1) 落札者は、発注者が交付する設備修繕契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

福島県財務規則（抜粋）

別記1（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(11)まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13)から(18)まで (略)

設備修繕契約書（案）

業 務 名 会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務

契 約 金 額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

修 繕 期 間 令和2年7月 日から令和2年9月30日まで

履 行 の 場 所 仕様書による

契 約 保 証 金

上記修繕業務について発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期限内に修繕業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

(検査及び引渡し)

第2条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日以内に乙立会いの上、検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い甲の検査を受けなければならない。この場合において、補正完了の日を業務完了日とみなして前各項の規定を適用する。

(有償延期及び遅延利息)

第3条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに應ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、履行未済相当額に年2.6%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるとき

は、その端数金額又はその全額を切り捨てる) とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第4条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内に業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第7条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第2条の規定による検査に合格した後でなければ、提出することができない。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が履行期限までに業務を完了しないとき又は業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第9条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 乙前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第3条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.6%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第8条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は業務を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第10条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第11条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第13条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、

甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 住 所 福島県会津若松市追手町7番5号

氏 名 福島県
福島県会津地方振興局長 守岡 文浩 印

乙 住 所

氏 名 印

第1号様式
(ファクシミリ送信)

入札説明書等に関する質問書

令和2年6月 日

福島県会津地方振興局企画商工部長 様

入札参加者 住 所
商号又は名称 (代表者印省略)
代表者職・氏名

電話番号 (- -)
ファクシミリ (- -)

案件名	会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務
質 問 事 項	

入札説明書等に関する回答書

令和2年6月 日

福島県会津地方振興局企画商工部長

案件名	会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務
質 問 事 項	
回 答 事 項	

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

令和 2 年 6 月 日

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩 様

住 所
商号又は名称 印
代表者職・氏名

電 話 番 号 (- -)
F A X 番 号 (- -)
(作成担当者職・氏名)

令和 2 年 6 月 15 日付けで公告ありました調達契約に係る入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

1 業務名 会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務

2 福島県平成 31・32 年度工事請負有資格業者名簿 業者番号

--	--	--	--	--	--

3 入札参加資格制限措置の有無

有 ・ 無

4 福島県内の支店又は営業所の名称等 ※申請者の住所が福島県内の場合は記載不要

(1) 名 称:

(2) 住 所:

(3) 電 話 番 号:

(4) F A X 番 号:

5 添付書類

確約書・・・履行期限までに必ず履行する旨の確約書 (様式任意)

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

令和2年6月 日

様

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩 印

先に申請のありました条件付一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

業務名	会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

(この様式は提出不要です)

入 札 書 (見 積 書)

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
(税抜)									

業 務 名 会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務
履行場所 仕様書のとおり
履行期日 令和2年9月30日

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和2年6月30日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人氏名)

印
印)

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩 様

- 注) 1 入札書として使用する際には、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。
- 4 委任状により委任を受けた者は、代理人名を記載の上、受任者印を押印すること。

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和2年6月30日に執行される「会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務」の入札及び見積に関する一切の権限。

令和2年6月 日

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩 様

委任者	住 所 商号又は名称 代表者職氏名	印
受任者	職名又は住所 氏 名	印

(参考様式)

確 約 書

令和2年6月 日

福島県会津地方振興局長 守岡 文浩 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

印

業務名 「会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務」

令和2年6月30日に条件付一般競争入札が執行される会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務について、契約締結の際は、履行期限を守り必ず履行することを確約いたします。

(参考様式のため、利用する場合は修正等は自由です)

仕 様 書

- 1 修繕名
会津管内県職員公舎水道子メーター更新業務
- 2 修繕場所
 - ・会津若松市門田町飯寺村西 749-1 (門田村西公舎)
 - ・会津若松市一箕町松長一丁目 20 (松長公舎 A 棟・B 棟)
 - ・会津若松市城西町 1-76 (城西管理職公舎)
 - ・会津若松市錦町 3-11~13 (錦町職員公舎 1~3 号棟)
 - ・大沼郡三島町宮下字宮下居平 100 (宮下公舎)
- 3 修繕概要
水道メーターを購入し、既設メーターの撤去及び新設メーターの取付けを行うもの。
- 4 修繕期限
令和 2 年 9 月 3 0 日 (水)
- 5 作業内容
 - (1) 新設メーター取付け
 - ①直読式 1 3 mm × 2 1 個 (門田村西公舎)
 - ②直読式 2 0 mm × 1 1 8 個
(松長公舎 A 棟・B 棟、錦町職員公舎 1~3 号棟、城西管理職公舎、宮下公舎)
 - ③直読式 2 5 mm × 1 0 個
(錦町職員公舎 3 号棟 4 階、城西管理職公舎 4 階)
 - (2) 量水器保温カバー × 1 4 9 個 (新設メーター取付け個数分)
 - (3) 既設メーター撤去
 - ①直読式 1 3 mm × 2 1 個 (門田村西公舎)
 - ②直読式 2 0 mm × 1 1 8 個
(松長公舎 A 棟・B 棟、錦町職員公舎 1~3 号棟、城西管理職公舎、宮下公舎)
 - ③直読式 2 5 mm × 1 0 個
(錦町職員公舎 3 号棟 4 階、城西管理職公舎 4 階)
 - (4) 運搬費 × 1 式
 - (5) 処分費 × 1 式
 - (6) 諸経費 × 1 式
- 6 その他
本修繕を行う際は、会津地方振興局企画商工部 (公舎管理責任者) 及び入居者と打ち合わせにより作業日時を決定する。